

## 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について

令和5年2月9日

市 民 部

### 1 趣旨

差別や偏見にさらされがちな、性的マイノリティ当事者等の困難や生きづらさの軽減を図り、パートナーと共に安心して個性と能力が発揮できるよう支援すると共に、誰もが尊重され、多様な人が共に活躍する社会に対する市民の理解促進のきっかけとしようとするものである。

### 2 これまでの経緯

令和2年7月 「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」を策定し、計画期間内に導入を検討する取組の一つとして同性パートナーシップ制度を位置づけ、性の多様性理解のための啓発事業等の実施を通し、機運醸成を図った。

令和4年8月 第1回盛岡市男女共同参画審議会において、同制度の実施を推進することが決議された。

令和4年9月 市議会定例会において、令和5年度早期の同制度の導入を目指す旨、市長から答弁を行った。

### 3 制度の概要

#### (1) 制度の根拠

「(仮称)盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」

#### (2) 制度の具体的内容

##### ア 内容

制度を利用しようとする2人が、市長に対し、パートナーシップの関係にあることについて宣誓する旨の届出を行い、市がその要件を審査して婚姻に相当する関係性であると認めれば、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付する。

##### イ 所管課

市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

##### ウ 効力

法的効力はないため、戸籍や住民票の記載には影響を与えず、婚姻制度のような相続権や税法上の優遇等も発生しないが、宣誓書受領証を提示することで2人の関係性の説明が容易になり、法律上の夫婦と同様のサービスが受けやすくなる。

#### (3) 制度の対象者

制度の対象とする2人は、性的マイノリティのカップルのほか、事実婚の異性カップルも含むものとする。なお、パートナーシップを宣誓する2人が希望する場合は、互いの子（扶養関係にあるもの）や親との家族としての関係（ファミリーシップ）についても併せて宣誓し、宣誓書受領証に氏名を記載できるものとする。

## 4 導入による効果

性的マイノリティ等当事者の生きづらさの軽減や、性の多様性や多様な家族のあり方に対する市民の理解促進のほか、「盛岡市男女共同参画推進条例」及び「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」の推進などが期待され、導入により総合計画に掲げる「人がいきいきと暮らすまちづくり」の一層の進展が図られる。

## 5 利用できるサービスの例

宣誓書受領証の提示によって利用できるサービスは、以下のような例が想定されるが、原則、各事業者等の協力に基づくものとなる。なお、庁内行政サービスについては各部署と調整中であるほか、民間事業所等に対しては、制度を公表後、協力を呼び掛ける予定である。

- (1) 医療機関 パートナーの病状説明や入院時の面会等の場面で、家族としての配慮が受けられやすくなる。
- (2) 住居 アパート等に同性パートナーと入居しやすくなる。
- (3) 各種申請 公的機関等で、パートナーの代理として各種手続きを行うことができるようになる。
- (4) 民間サービス 家族サービスや夫婦サービスが適用される。

## 6 今後のスケジュール

令和5年2月 市議会全員協議会

令和5年2月 パブリックコメントの実施（2/9～3/6）

令和5年4月 盛岡市男女共同参画審議会（答申）  
市長決裁・公表

令和5年5月 制度運用開始

（参考）

### 用語の説明

#### (1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係

#### (2) ファミリーシップ

パートナーシップにある2人のほか、互いの子や親を含む家族としての関係

### パートナーシップの要件

- (1) 成人(18歳以上)である
- (2) 少なくとも一方が市内在住または転入予定
- (3) 配偶者がいない
- (4) 他の人とパートナーシップ関係にない
- (5) 近親者（婚姻できない関係）でない
- (6) ファミリーシップも併せて宣誓する場合は、対象者となる子（扶養関係にあるもの）及び親の同意が得られている（子は15歳以上について同意を確認）

（宛先）盛岡市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届

私たちは、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4第1項の規定により、お互いが人生のパートナーであることの宣誓をしたいので届け出ます。

また、宣誓に当たり、同要綱の規定を遵守することを承諾します。

	届出者	届出者
氏 名		
（通称名使用の場合） 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 住 所	〒	〒
（転入予定である場合） 転入予定の住所	〒	〒
連 絡 先		

宣誓に含める子及び親

氏 名	続 柄	生年月日（年齢）
		年 月 日（満 歳）
		年 月 日（満 歳）
		年 月 日（満 歳）
		年 月 日（満 歳）
		年 月 日（満 歳）

（裏面の確認事項もご記入ください。）

(裏)

届出に当たり、次の事項について確認しました。

○ 確認事項 (お二人でご確認ください。)

項目 (該当する項目に✓をつけてください。)		添付する書類
<input type="checkbox"/>	互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束した二者の関係である。	①氏名及び現住所を確認できる書類 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (転入予定である場合) ・転入予定であることを証明する書類  ②配偶者がいないことを証明する書類及び婚姻することができない者同士でないことを証明する書類 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)  ③(通称名使用の場合) ・通称名の使用を確認できる書類  ④本人確認書類の写し ・個人番号カード、運転免許証等
<input type="checkbox"/>	宣誓日当日において、双方が民法に定める成年に達している。	
<input type="checkbox"/>	双方又は一方が、市内に住所を有している、又は3か月市内に転入予定である。	
<input type="checkbox"/>	双方に配偶者がいない。	
<input type="checkbox"/>	双方が、お互い以外の者とパートナーシップに類する関係にない。	
<input type="checkbox"/>	近親者(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族)でない。(養子縁組によって近親者となった者を除く。)	

(子及び親を宣誓に含める場合)

項目 (該当するものに✓をつけてください。)		添付する書類
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓を行う者の一方又は双方の子又は親である。	・親子関係を証明する書類 ・満15歳以上の子又は親の同意書(別紙)
<input type="checkbox"/>	(満15歳以上の子又は親を宣誓に含める場合)当該子又は親本人の同意を得ている。	

市使用欄

①	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 (転入予定の場合) <input type="checkbox"/> 転入予定であることを証明する書類 ( )
②	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
③	(通称名使用の場合) <input type="checkbox"/> 通称名の使用を確認できる書類 ( )
④	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 同意書

私は、（宣誓者）  
と（宣誓者）  
の間  
で行われる、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する  
要綱第4第5項の規定に基づく宣誓が、家族として私を含むものであることに同  
意します。

年 月 日

氏 名（自署）

続 柄

生 年 月 日

年 月 日

様式第2号（第4関係）

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとすることを誓い、署名します。

（宣誓日） 年 月 日

（宛先）盛岡市長

宣誓者（自署）

宣誓者（自署）

生年月日

生年月日

家族として宣誓に含める子及び親

氏名	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

（代筆者）氏名

---

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日：

年 月 日

家族の氏名

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

盛岡市長



※ 適宜意匠を加えることができる。

（サイズ A4）

(裏)

## この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、盛岡市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、掲示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

### 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。

### 2 プライバシーの保護について

他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。

本制度利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 通称名を使用している場合

以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓者

宣誓者

通称名

通称名

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名



様式第4号（第6関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

（表）

第 号	
盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓日	年 月 日
本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	盛岡市長

（裏）

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）	
本人	パートナー
家族の氏名（続柄）	
<p>この受領証カードの提示を受けられた方へ この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、盛岡市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいようお願いいたします。 なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。</p>	

※ 適宜意匠を加えることができる。  
(サイズ 53.98mm × 85.60mm)

様式第5号（第6関係）

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6第2項の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者として宣誓したことを証します。

氏名

生年月日

年 月 日生

氏名

生年月日

年 月 日生

宣誓日： 年 月 日

家族の氏名

受付番号	第 号
宣誓年月日	年 月 日
有効期間	

年 月 日

盛岡市長



(裏)

この転入予定受付票の提示を受けられた方へ

本市では、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この転入予定受付証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、盛岡市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、掲示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。

#### 2 プライバシーの保護について

他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。

本制度利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 通称名を使用している場合

以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓者

宣誓者

通称名

通称名

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

（宛先）盛岡市長

申請者 受領証番号 第 号

住 所

氏 名

（通称名を使用している場合）

戸籍上の氏名

連絡先

### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者 転入完了申出書

盛岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6第4項の規定に基づき、次のとおり転入したことを申し出ます。

	宣 誓 者	宣 誓 者
氏 名		
（通称名使用の場合） 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
転 入 後 の 住 所	〒	〒
転 入 日	年 月 日	年 月 日

市使用欄	
住所確認	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
返還確認	<input type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定票
本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（宛先）盛岡市長

申請者 受領証番号 第 号

住 所

氏 名

（通称名を使用している場合）

戸籍上の氏名

連絡先

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等 再交付申請書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7第1項の規定により申請します。

1 再交付を申請する書類（該当するものにを付してください。）

- 宣誓書受領証
- 宣誓書受領証カード

2 再交付を申請する理由（該当するものにを付してください。）

- 紛失
- 毀損又は汚損 ※毀損又は汚損した受領証等を添付すること
- その他（ ）

市使用欄				
本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> その他（ ）
返還確認	<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証	<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証カード		

（宛先）盛岡市長

申請者 受領証番号 第 号

住 所

氏 名

（通称名を使用している場合）

戸籍上の氏名

連絡先

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届 届出事項変更届

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8第1項の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
（通称名使用の場合） 戸 籍 上 の 氏 名		
現 住 所	〒	〒
連 絡 先		
宣 誓 に 含 め た 子 及 び 親	（氏名）	（氏名）
	（氏名）	（氏名）
	（氏名）	（氏名）

※ 変更のあった項目のみ記載すること

市使用欄	
氏名・住所確認	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
戸籍に関する確認	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
通称名の確認	<input type="checkbox"/> 通称名の使用を確認できる書類（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる書類（ ）
返還確認	<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証カード
本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（宛先）盛岡市長

申請者 受領証番号 第 号  
住 所  
氏 名  
生年月日（年齢）  
連絡先

### パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証等に関する申立書

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8第2項の規定により、次のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードから、私の氏名を削除するよう申し立てます。

受領証番号	第 号	
宣誓者氏名		
宣誓者住所	〒	〒
宣誓者の連絡先		

市使用欄	
本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
返還確認	<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証1通 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証カード2通

年 月 日

（宛先）盛岡市長

申請者 受領証番号 第 号

住 所

氏 名

（通称名を使用している場合）

戸籍上の氏名

申請者

住 所

氏 名

（通称名を使用している場合）

戸籍上の氏名

## パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証等返還届

盛岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9第1項の規定により、  
宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを返還します。

返還する理由（該当するものにしてください）

パートナーシップの解消

宣誓者の死亡

市外への転出

その他（ ）

### 市使用欄

本人確認  個人番号カード  運転免許証  旅券  その他（ ）

返還確認  宣誓書受領証1通  宣誓書受領証カード2通



パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理台帳

		宣 誓 者	宣 誓 者
受領証番号		第 号	
宣誓届提出日		【 年 月 日】 □郵 送 □窓口持参：持参した者	
宣 誓 日 (来庁した日)		【 年 月 日】	
(ふりがな) 宣 誓 者			
戸籍上の氏名			
通 称 名			
生 年 月 日		年 月 日	年 月 日
住 所			
連 絡 先	電話番号		
	メールアドレス		
再 交 付			
変 更			
返 還			

# 盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (案)

## (趣旨)

第1 この要綱は、その性のあり方により現在の婚姻制度を利用することができない者又はそれぞれの生活する環境等において現在の婚姻制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの解消を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が尊重される社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者及びその双方又は一方の子（養子を含む）又は親（養親を含む）の家族としての関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップにあることを誓い、市長に対しこれを表明し、第4第5項に規定する宣誓書に署名することをいう。

## (宣誓の要件)

第3 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者または宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、その対象とする満15歳以上である子及び親について、本人の同意があること。

## (宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとするパートナーシップ・ファミリーシップにある者は、あらかじめ宣誓日について市に申し出て、市が指定する日までに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号。以下「宣誓届」という。）に次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものの写し（宣誓時点で有効期間内のものに限る。）又はそれらに準ずるものとして、市長が適当と認める書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。）
- (3) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（発行から3か月以内のものに限る。）

2 宣誓をしようとする者の双方又は一方の子又は親を含めて宣誓をする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該子の年齢が宣誓日当日において満15歳未満であるときは、第2号に掲げる書類を除く。

- (1) 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類（発行から3か月以内のものに限る。）
- (2) 当該子及び親が署名した**同意書（様式第1号別紙）**

3 市長は、前2項の書類を審査し、確認のために必要と認めるときは、任意の書類の提出を求めることができる。

4 市長は、審査の結果、第3に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

5 宣誓をしようとする者は、市職員の面前で**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第2号。以下「宣誓書」という。）**にそれぞれ署名する。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できないと市長が認めるときは、宣誓をしようとする者双方の立ち合いのもと、代筆させることができる。

6 前項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）であって、市内への転入を予定しているものは、転入後14日以内に、住民票の写しその他市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

7 宣誓をしようとする者は、宣誓日に、本人であることを明らかにするために第1項第1号に規定する書類の原本を市職員に提示しなければならない。

#### **（通称名の使用）**

**第5** 宣誓をしようとする者で、性別違和等により市長が認めるものは、この告示に定める手続きにおいて、通称名を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名（外国人にあつては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

#### **（交付書類）**

**第6** 市長は、宣誓者に対し、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）**及び**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第4号）**（以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓日において、宣誓しようとする者の双方が市内に居住していないときは、市長は、受領証等に代わり、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第5号**。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3か月とする。ただし、特段の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 第2項に規定する転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入した日から14日以内に、転入予定受付票を添えて、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第6号**。以下「転入完了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の転入完了申出書が提出されたときは、第1項に規定する受領証等を交付するものとする。

#### **（受領証等の再交付）**

- 第7** 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号**。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により再交付の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。ただし、再交付することが適当でないときを除く。
  - 3 紛失の理由により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

#### **（受領証等の記載事項変更）**

- 第8** 宣誓者は、第10第1項各号に掲げる場合を除き、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第8号**。以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に関するものであるときは、交付を受けた受領証等を添えて届け出なければならない。
- 2 宣誓に含めた満15歳以上の子又は親が、ファミリーシップの関係から離脱したい場合は、**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第9号**）により、当該子又は親の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し立てることができる。
  - 3 市長は、前項の規定による申立がなされたときは、宣誓者に対して交付済みの受領証等を返却させた上で、申立をした子又は親の氏名を削除した受領証等を交付しなければならない。

#### **（宣誓書受領証等の返還等）**

**第9** 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第10号。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 第10の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他第3各号に規定する宣誓の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

2 第4第7項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号に該当する場合において、ファミリーシップの宣誓をしているときは、ファミリーシップ宣誓書に氏名を記載されている子又は親の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。この場合においては、返還届に代わり、変更届を提出させるものとする。

4 市長は、宣誓者が第1項各号に該当すると認める場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

5 市長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

#### **（宣誓の無効）**

**第10** 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓届の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓日以後に、第3第1項各号に規定する宣誓の要件を満たさなくなったことが判明したとき。
- (3) 第6第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあつては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 受領証等の不正使用、濫用又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。

2 市長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続きを怠り、かつ、長期にわたって連絡が不能となった場合は、宣誓を無効とすることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、無効とした受領証等の交付番号を公表することができる。

#### **（台帳の整備等）**

**第11** 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を記録するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者台帳（様式第11号。以下「台帳」という。）を備えるものとする。

2 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓に係る書類の提出等に応じて、適宜、台帳を更新するものとする。

**(個人情報の取扱い)**

第 12 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、盛岡市個人情報保護条例（平成 16 年盛岡市条例第 7 号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

**(宣誓書の保存期間)**

第 13 市長は、宣誓書を 30 年間保存するものとする。

**(市民及び事業者への周知啓発)**

第 14 市長は、この告示の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

**(その他)**

第 15 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。